

東武鉄道伊勢崎線（とうきょうスカイツリー駅付近）

鉄道・道路・地区計画に関する

都市計画案のあらまし



東 京 都  
墨 田 区  
東武鉄道株式会社

# 目 次

## ○ このパンフレットについて

1 ページ

## ○ 東武鉄道伊勢崎線（とうきょうスカイツリー駅付近）の連続立体交差化計画

2～11 ページ

## ○ 関連する道路の都市計画

12～15 ページ

- 言問通り（補助線街路第114号線）
- 桜橋通り（墨田区画街路第10号線）
- （仮称）押上駅北口線（墨田区画街路第11号線）  
※押上駅北口交通広場を含む
- （仮称）南北通り（墨田歩行者専用道第1号線）

## ○ 押上・業平橋駅周辺地区地区計画の変更

16～19 ページ

## ○ 今後の予定

20～21 ページ

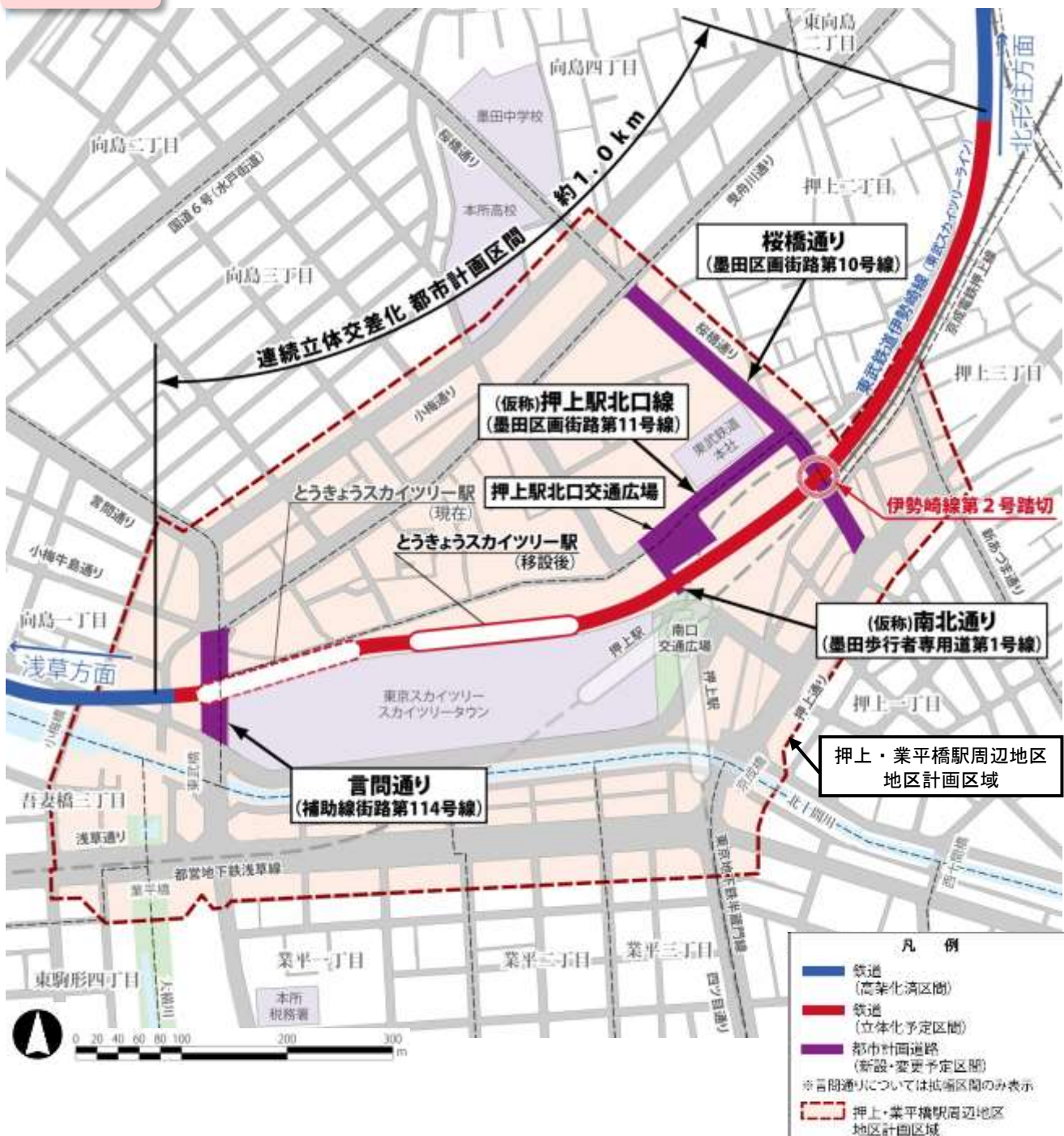


東武鉄道伊勢崎線第2号踏切

## このパンフレットについて

このパンフレットは、東武鉄道伊勢崎線（とうきょうスカイツリー駅付近）の連続立体交差化に必要となる都市計画の手続きに向けた「都市計画案」をとりまとめたものです。

### 位置図



## 東武鉄道伊勢崎線（とうきょうスカイツリー駅付近） 連続立体交差化計画について

東武鉄道伊勢崎線の連続立体交差化計画は、とうきょうスカイツリー駅付近において踏切で道路と交差する部分を中心に、鉄道を約 0.9km 高架化するものです。

これにより、桜橋通りにある伊勢崎線第2号踏切を除却し、道路と鉄道それぞれの安全性向上、交通流動のボトルネック解消を図ります。

また、鉄道と交差する都市計画道路及び交通広場等をあわせて整備することにより、これまで鉄道により隔てられていた南北の市街地の行き来が容易になるなど、まちが一体化され、安全性、快適性が向上します。

## 計画の概要

- ①路線名 都市高速鉄道 東武鉄道伊勢崎線
- ②区間 とうきょうスカイツリー駅付近  
(墨田区押上二丁目～墨田区向島一丁目)
- ③延長 約 1.0km  
(立体化予定区間 約 0.9km ※留置線を含む)
- ④駅施設 とうきょうスカイツリー駅  
・ホーム延長 約 170～210m  
・ホーム幅員 約 2～8m  
(駅のホームを東側に移設します)
- ⑤構造形式 高架式(嵩上式)  
かさあげしき

## 立体交差化されることにより除却される踏切

| 踏切の名称     | 道路の名称 | 踏切道の現況幅員 |
|-----------|-------|----------|
| 伊勢崎線第2号踏切 | 桜橋通り  | 15.0m    |

## 交差する都市計画道路

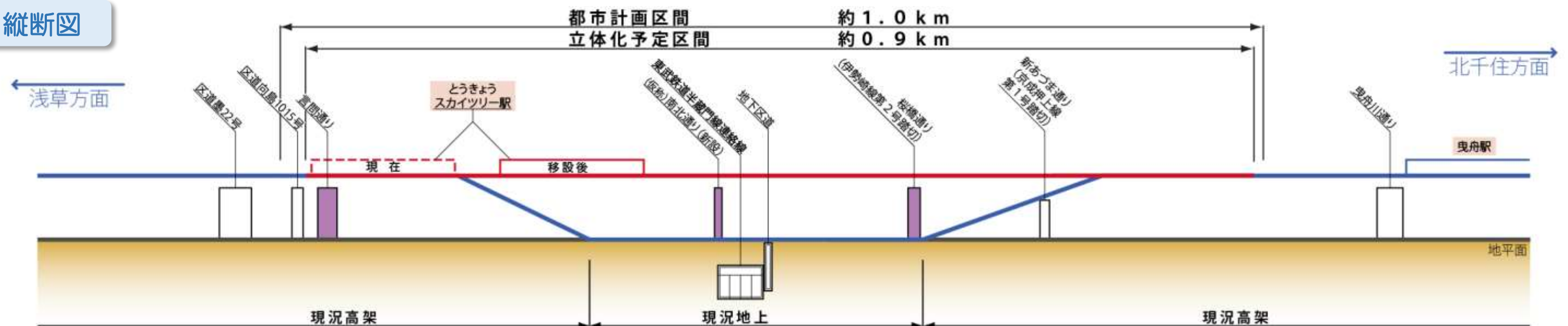
| 都市計画道路の名称                | 計画幅員       | 現況幅員       | 備考                |
|--------------------------|------------|------------|-------------------|
| 補助線街路第114号線<br>(言問通り)    | 15.0～26.0m | 15.0～22.0m | 幅員の一部変更<br>車線数の決定 |
| 墨田区画街路第10号線<br>(桜橋通り)    | 15.0m      | 15.0m      | 幅員構成の変更<br>車線数の決定 |
| 墨田歩行者専用道第1号線<br>(仮称)南北通り | 8.0m       | —          | 新設                |

# 連続立体交差化計画の概要図

平面図



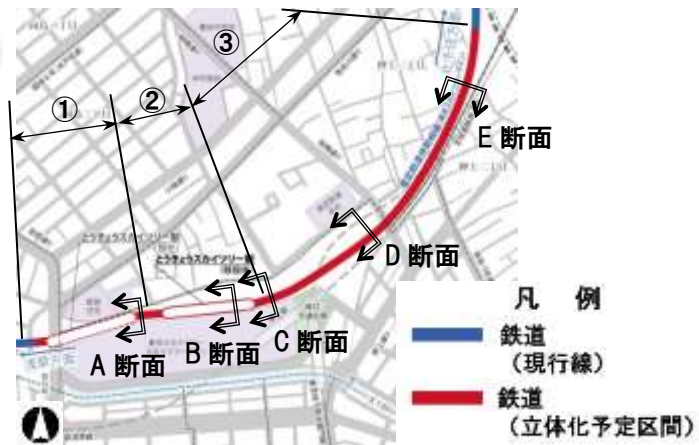
縦断図



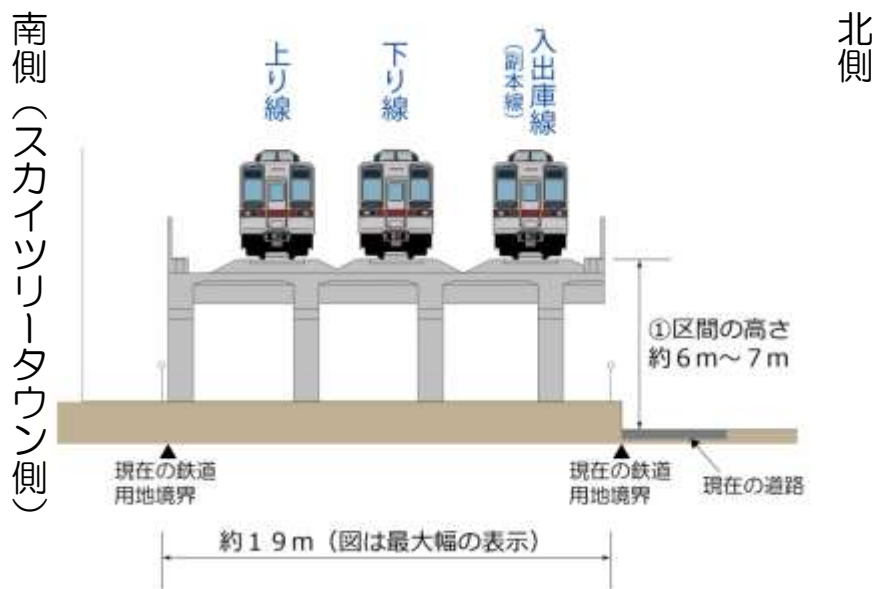
## 横断図

### 横断図の位置について

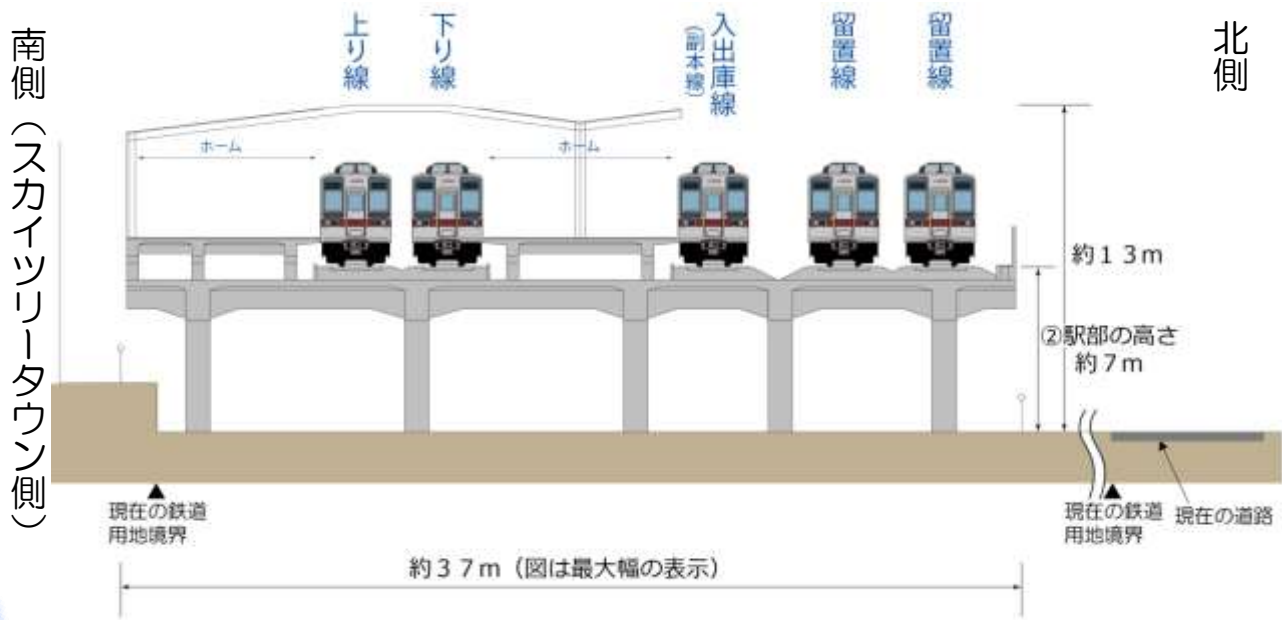
- ① 浅草方～駅部区間
- ② 駅部
- ③ 駅部～曳舟方区間



### ① 浅草方～駅部区間：幅約 11 m～19 m (A 断面 [都営住宅付近])



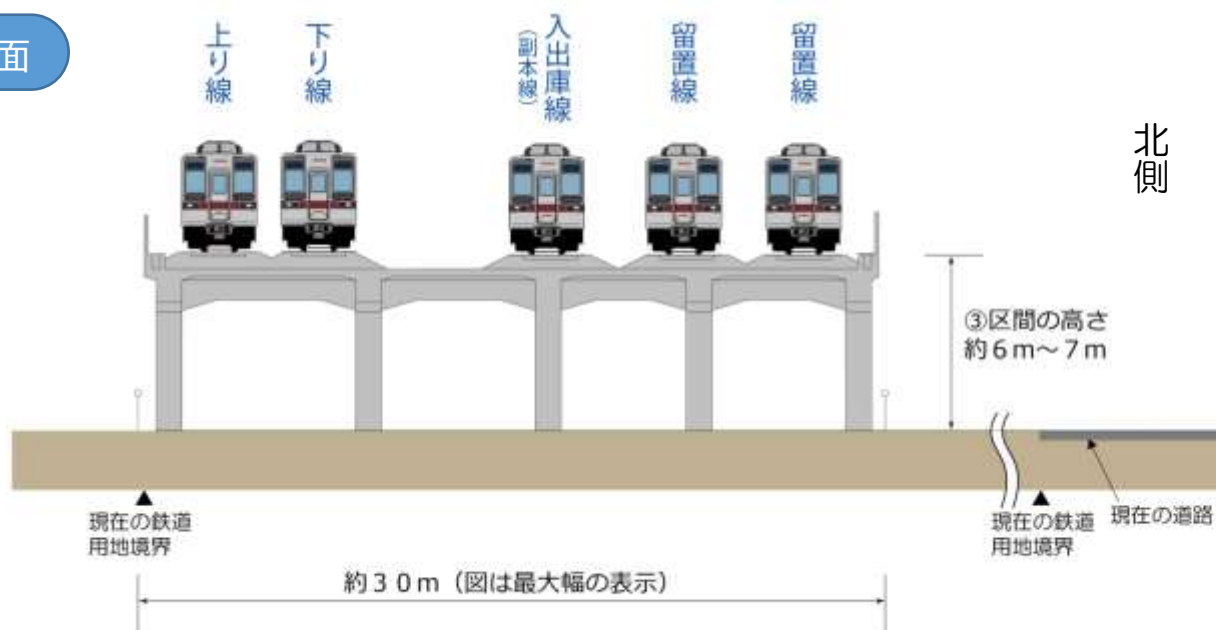
### ② とうきょうスカイツリー駅部：幅約 19 m～37 m (B 断面)



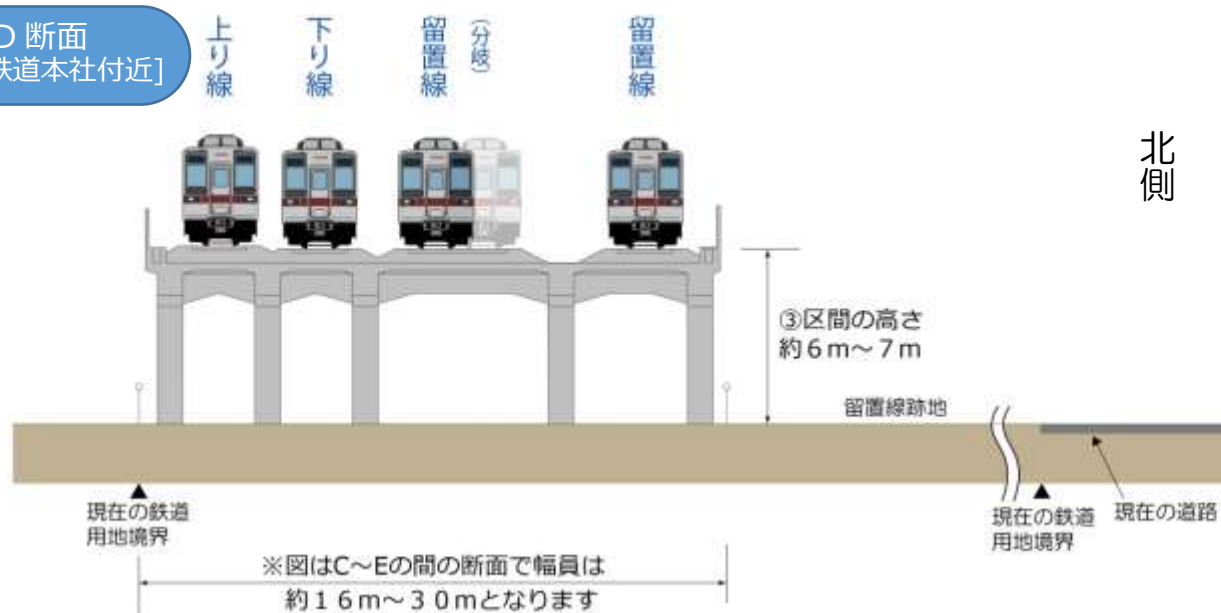
## ③駅部～曳舟方区間：幅約16m～30m

## C断面

南側（スカイツリータウン側）

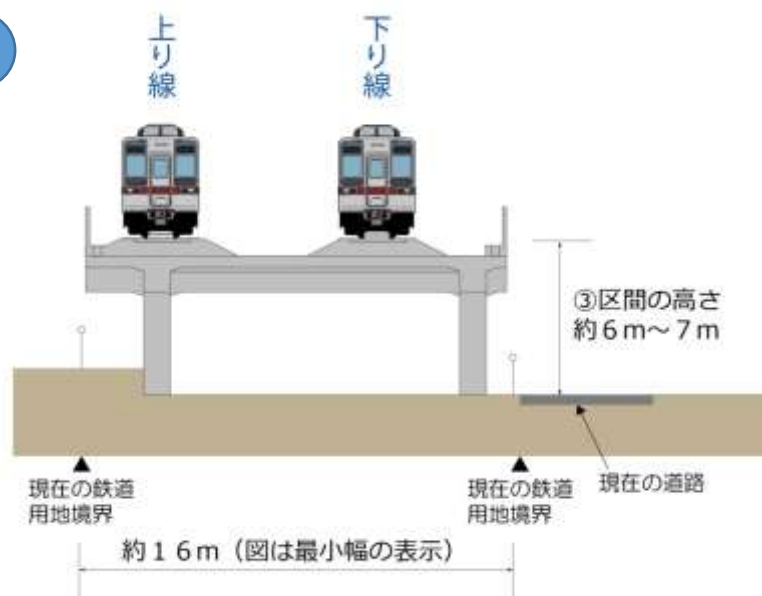
D断面  
[東武鉄道本社付近]

南側



## E断面

南側



## 連続立体交差化計画による 環境への影響予測 及び 環境保全のための措置

東武鉄道伊勢崎線（とうきょうスカイツリー駅付近）の連続立体交差化計画による周辺環境への影響について、工事の施工中及び完了後における騒音・振動等の予測を行いました。

### 騒音・振動について

#### 工事の施工中

#### 【建設作業の騒音・振動】

- 工事に伴う建設作業騒音は、既設構造物の撤去や基礎杭打ち等、工種毎に建設機械を稼働した場合について予測しました。敷地境界線上の地上から高さ1.2mの騒音レベルは、「騒音規制法」及び「都民の健康と安全を確保する環境に関する条例」で定める基準値を下回る結果となりました。

単位：dB（デシベル）

|         |     | 騒音規制法    | 都民の健康と安全を確保する環境に関する条例 |
|---------|-----|----------|-----------------------|
| 建設作業の騒音 | 予測値 | 73～80 ※1 | 74～75 ※2              |
|         | 基準値 | 85       | 80                    |

※1 「騒音規制法」の対象となる建設作業騒音の予測値

※2 「都民の健康と安全を確保する環境に関する条例」の対象となる建設作業騒音の予測値

- 工事に伴う建設作業振動は、既設構造物の撤去や基礎杭打ち等、工種毎に建設機械を稼働した場合について予測しました。敷地境界線上の地盤面の振動レベルは、「振動規制法」及び「都民の健康と安全を確保する環境に関する条例」で定める基準値を下回る結果となりました。

単位：dB（デシベル）

|         |     | 振動規制法    | 都民の健康と安全を確保する環境に関する条例 |
|---------|-----|----------|-----------------------|
| 建設作業の振動 | 予測値 | 63～72 ※3 | 62～69 ※4              |
|         | 基準値 | 75       | 70                    |

※3 「振動規制法」の対象となる建設作業振動の予測値

※4 「都民の健康と安全を確保する環境に関する条例」の対象となる建設作業振動の予測値

## 【 仮線時の鉄道騒音・振動 】

- 仮線時の列車走行に伴う鉄道騒音（等価騒音レベル※）は、現在の上下線のうち近い方の軌道中心から原則として水平距離 12.5m 離れた、地上からの高さ 1.2m の位置において騒音レベルを予測し、現況値を下回る結果となりました。

単位：dB（デシベル）

|              |     | 昼間    | 夜間    |
|--------------|-----|-------|-------|
| 仮線時の<br>鉄道騒音 | 予測値 | 47～59 | 43～53 |
|              | 現況値 | 57～67 | 53～62 |
| 仮線時の<br>鉄道振動 | 予測値 | 46～64 |       |
|              | 現況値 | 46～60 |       |

注）等価騒音レベルとは、一定時間内に受けた騒音エネルギーを時間平均した騒音レベルのことです。

- 仮線時の列車走行に伴う鉄道振動は、現在の上下線のうち近い方の軌道中心から原則として水平距離 12.5m 離れた地盤面の振動レベルを予測し、現況値を上回る結果となりましたが、適切な環境保全のための措置を実施し、振動の低減に努めます。

## ● 環境保全のための措置

工事にあたっては、仮囲いを設置します。さらに、最新の技術や低騒音・低振動の建設機械等を積極的に採用します。また、可能な限りレールの継ぎ目をなくし、軌道の保守作業を実施することなどにより、騒音・振動の低減に努めます。



### ■ 音のめやす

dB（デシベル）

|    |                    |  |
|----|--------------------|--|
| 80 | 地下鉄の車内（窓を開けた時）・ピアノ |  |
| 70 | 掃除機・騒々しい事務所        |  |
| 60 | 普通の会話・チャイム         |  |
| 50 | 静かな事務所             |  |
| 40 | 深夜の市内・図書館          |  |

### ■ 振動のめやす

dB（デシベル）

|    |                        |  |
|----|------------------------|--|
| 70 | 大勢の人に感じる程度で戸、障子がわずかに動く |  |
| 60 | 静止している人だけに感じる          |  |
| 50 | 人体に感じない程度              |  |

資料：東京都環境局資料より作成

## 工事の完了後

### 【 鉄道騒音・振動 】

□ 列車の走行に伴う鉄道騒音（等価騒音レベル）は、現在の上下線のうち近い方の軌道中心から原則として水平距離 12.5m 離れた、地上からの高さ 1.2m の位置において現況値を下回る結果となりました。

単位：dB（デシベル）

|            |     | 昼間    | 夜間    |
|------------|-----|-------|-------|
| 工事完了後の鉄道騒音 | 予測値 | 48～56 | 43～51 |
|            | 現況値 | 57～67 | 53～62 |
| 工事完了後の鉄道振動 | 予測値 | 38～45 |       |
|            | 現況値 | 46～60 |       |

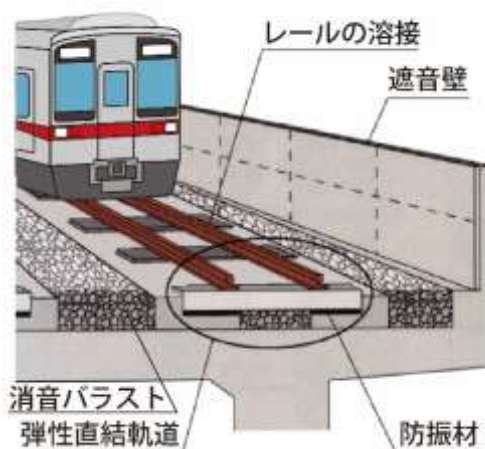
□ 列車走行に伴う鉄道振動は、現在の上下線のうち近い方の軌道中心から原則として水平距離 12.5m 離れた地盤面の振動レベルを予測し、現況値を下回る結果となりました。

### ● 環境保全のための措置

遮音壁を設置するとともに弾性直結軌道※<sub>1</sub> や消音バラスト※<sub>2</sub>などを採用します。また、可能な限りレールの継ぎ目を無くし、軌道の保守作業を実施することなどにより、騒音・振動の低減に努めます。

※<sub>1</sub> 弾性直結軌道とは、道床コンクリート上に、防振材を取り付けたマクラギを固定する軌道構造です。

※<sub>2</sub> 消音バラストとは、吸音性を高める粒径の小さいバラストです。



## 日影について

□ 既に高架となっている部分を含めて、工事完了後、高架橋の北側に日陰が発生しますが、「建築基準法」や「東京都日影による中高層建築物の高さの制限に関する条例」で定める規制時間を超えることはありません。

## 景観について

- 新たにつくる高架橋の高さは、3階建ての建物程度となります。なお、高架橋の細部の形状などを工夫することにより、周辺環境に配慮します。
- 駅舎等については、周辺の街並みとの調和を図るなど、景観に配慮した計画とします。

### ○ 伊勢崎線第2号踏切を桜橋通り北側から見た様子

現況



鉄道高架化後のイメージ



## 廃棄物について

- 既存構造物の撤去などにより発生する建設廃棄物や掘削工事などに伴い発生する建設発生土などについては、可能な限り再利用に努めます。再利用が困難なものについては、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」などに基づき、適切に処理します。

## 電波障害について

- 工事完了後において、テレビ電波の遮へい障害やテレビ画質に影響を及ぼす反射障害は発生しないと予測されます。



# 関連する道路の都市計画

東武鉄道伊勢崎線（とうきょうスカイツリー駅付近）の連続立体交差化計画とあわせて、新たに駅北口に交通広場と、南北をつなぐ道路を整備することで、利便性を高め、北側のまちづくりを促進します。また、言問通りについては、スカイツリータウンに向かう左折車線を設置し、左折待ちによる渋滞を低減します。

## 計画の概要

### ① 言問通り（補助線街路第114号線）

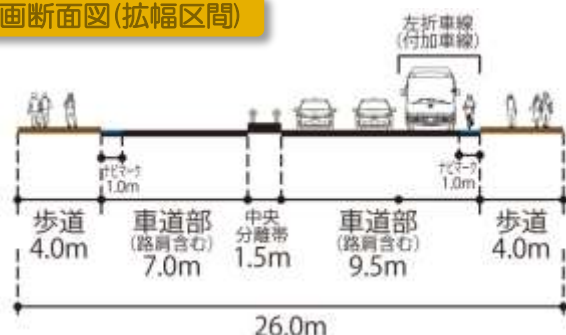
| 路線名           | 言問通り<br>(補助線街路第114号線)                                                                                               |
|---------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 拡幅部分の<br>変更区間 | 墨田区押上二丁目～押上一丁目                                                                                                      |
| 拡幅部分の<br>延長   | 約120m                                                                                                               |
| 変更部分の<br>幅員   | 26.0m(4車線)                                                                                                          |
| 拡幅部分の<br>変更内容 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・スカイツリータウンへの左折車線を都営住宅前の交差点まで設置します。</li> <li>・歩道を2.5mから4.0mに拡幅します。</li> </ul> |

向島三丁目から江東橋五丁目までの約2,860mについては、拡幅部分を除き、現況のまま右図のとおり車線数を定めます。

現況断面図(拡幅区間)



計画断面図(拡幅区間)



広域図



凡例

- 拡幅部分4車線(幅員26m)
- 4車線(幅員22m)
- 2車線(幅員15m)

## ② 桜橋通り (墨田区画街路第10号線)

|             |                                |
|-------------|--------------------------------|
| 路線名         | 桜橋通り<br>(墨田区画街路第10号線)          |
| 区間          | 墨田区押上二丁目～押上一丁目                 |
| 延長          | 約330m                          |
| 幅員<br>(車線数) | 15.0m (2車線)                    |
| 主な計画内容      | ・ 停車帯を廃止し、歩道を3.0mから4.0mに拡幅します。 |

現況断面図



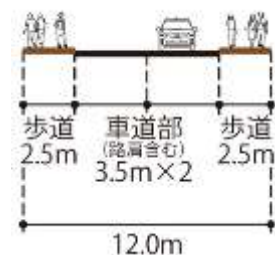
計画断面図



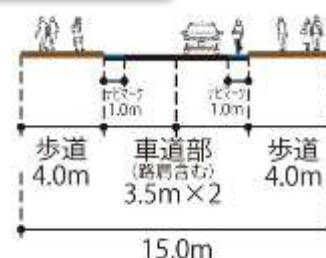
## ③ (仮称)押上駅北口線 (墨田区画街路第11号線) \* 押上駅北口交通広場を含む

|             |                                                          |
|-------------|----------------------------------------------------------|
| 路線名         | 押上駅北口線<br>(墨田区画街路第11号線)                                  |
| 区間          | 墨田区押上二丁目～押上二丁目                                           |
| 延長          | 約100m                                                    |
| 幅員<br>(車線数) | 15.0m (2車線)                                              |
| 主な計画内容      | ・ 歩道を2.5mから4.0mに拡幅します。<br>・ 押上駅北口交通広場(約2,600㎡)を新たに整備します。 |

現況断面図



計画断面図



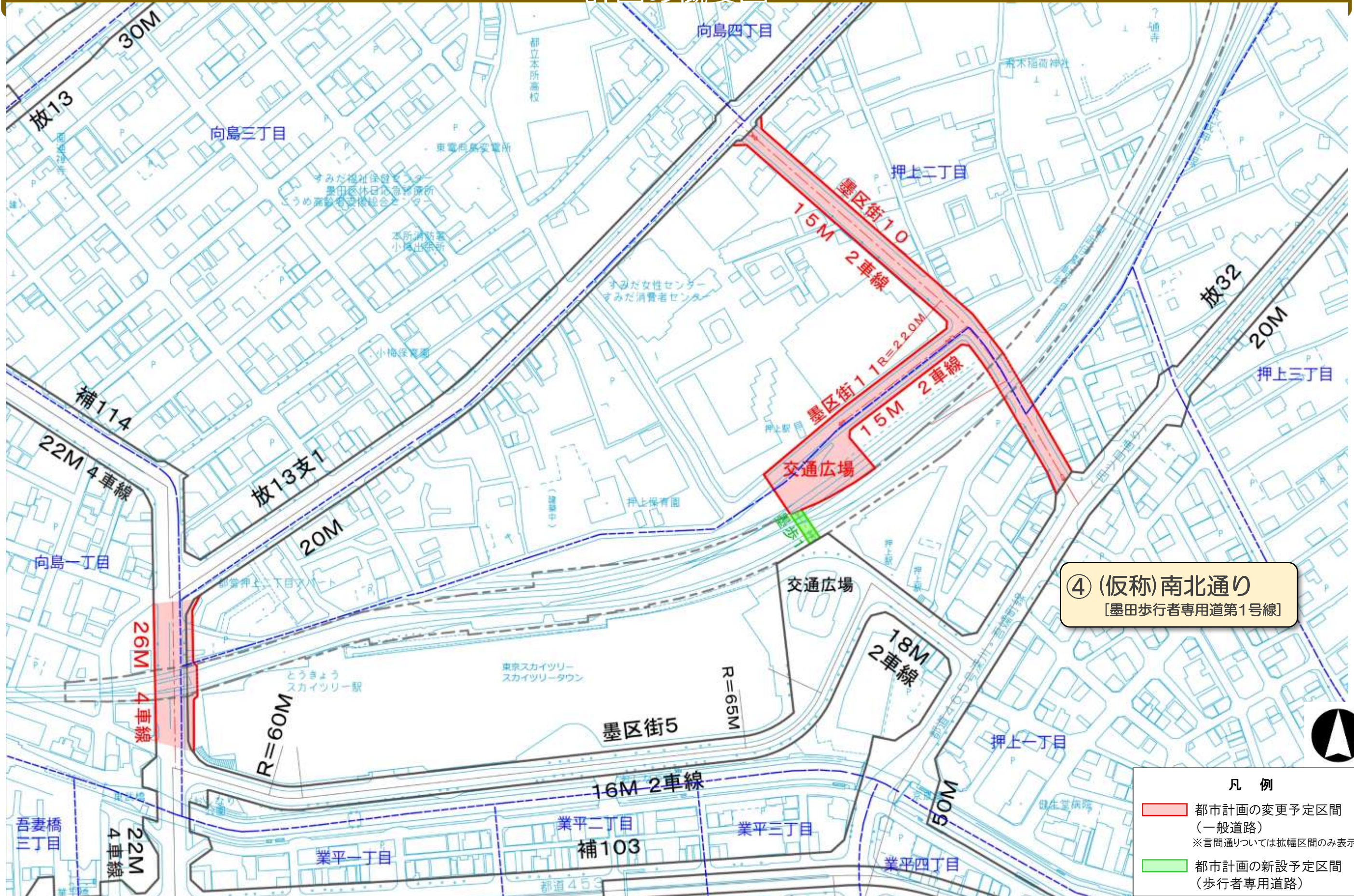
## ④ (仮称) 南北通り (墨田歩行者専用道第1号線)

|        |                            |
|--------|----------------------------|
| 路線名    | 南北通り<br>(墨田歩行者専用道第1号線)     |
| 区間     | 墨田区押上一丁目～押上一丁目             |
| 延長     | 約30m                       |
| 幅員     | 8.0m                       |
| 主な計画内容 | ・ 幅員8.0mの歩行者専用道路を新たに整備します。 |

計画断面図



## 計画の概要図



この地図は、東京都知事の承認を受けて、東京都縮尺1/2, 500の地形図(道路網図)を使用して作成したものである。ただし、計画線は、都市計画道路の計画図から転記したものである。無断複製を禁ず。  
(承認番号) 26都市基街測第 68号、平成26年7月9日 MMT利許第27051号-23、平成27年9月17日

## 押上・業平橋駅周辺地区地区計画の変更

「押上・業平橋駅周辺地区地区計画」は、平成20年3月に、東京スカイツリーの建設を契機として、広域総合拠点にふさわしい良質な複合市街地の形成を図るため、右図の範囲を対象に定められました。

今回、東武鉄道伊勢崎線の連続立体交差化及び関連する道路の整備を行うことにより、当地区周辺において南北の行き来が容易になるなど市街地の一体化、交通結節機能の向上、安全な歩行空間の確保を図ることが期待できます。

そこで、広域総合拠点として適正かつ合理的な土地利用などを誘導するとともに、都市施設である道路の整備と整合した地区計画の方針へ変更を行います。



## 地区計画の変更概要

### 区域の整備・開発及び保全に関する方針

東武鉄道伊勢崎線の連続立体交差化及び関連する道路の計画に合わせて、記載内容を見直します。

#### 土地利用の方針

- ・連続立体交差事業による南北市街地の一体化について追記します。
- ・交通広場等の公共施設の整備を推進することについて追記します。

#### 地区施設の整備の方針

- ・連続立体交差事業に関連する公共施設の整備について追記します。

#### その他当該地区の整備・開発及び保全に関する方針

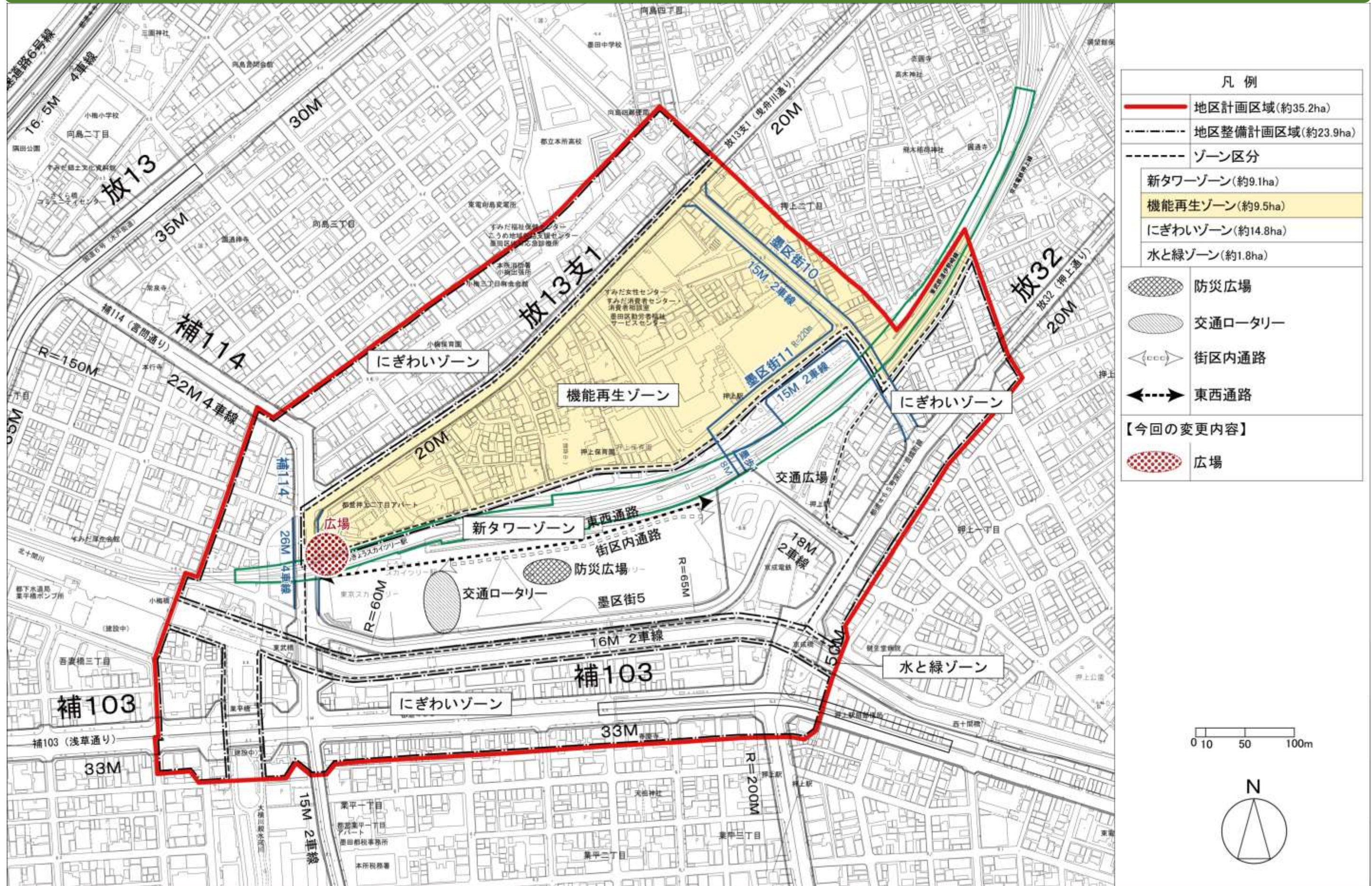
- ・言問通り沿道部における街角空間となる広場の整備について追記します。

# 地区計画の変更箇所

|                    |                          |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                 |
|--------------------|--------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 名称                 |                          | 押上・業平橋駅周辺地区地区計画                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                 |
| 位置                 |                          | (略)                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                             |
| 面積                 |                          | 約35.2ha                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                         |
| 地区計画の目標            |                          | (略)                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                             |
| 区域の整備・開発及び保全に関する方針 | 土地利用の方針                  | <p><b>連続立体交差事業による南北市街地の一体化</b>や交通結節点としての機能の強化を図るとともに、大規模用地の開発を中心に、土地の高度利用を促進して商業・業務・文化機能及び良質な都市型住宅の導入と防災性の向上を図る。</p> <p>地区を4つの土地利用ゾーンに区分し、特性に応じた機能分担を図る。そのため、各ゾーンにおける個々の事業による開発を調整し、新タワーを中心とした高層の市街地を形成するとともに、公開空地等を確保し、魅力的でゆとりある市街地を形成する。また、ゾーン内外にわたって歩行者が安全で快適に移動できるよう、ユニバーサルデザインに配慮した人にやさしい空間の形成に配慮する。</p> <p>(ゾーン別土地利用方針)</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 新タワーゾーン (略)</li> <li>2 機能再生ゾーン <ul style="list-style-type: none"> <li>市街地再開発事業等により土地の高度利用を促進するとともに、<b>交通広場等の公共施設整備を推進し</b>、高度な商業・業務・文化・住宅機能の総合的な整備を図る。また、主要生活道路の整備、建物の不燃化により災害に強いまちづくりを推進するとともに、共同化等により下町情緒を活かした日常生活空間を再生し、良好な環境を確保した複合地区の形成を図る。</li> </ul> </li> <li>3 にぎわいゾーン (略)</li> <li>4 水と緑ゾーン (略)</li> </ol> |
|                    | 地区施設の整備の方針               | <p>土地区画整理事業による都市基盤整備や街区開発<b>及び連続立体交差事業に関連する公共施設整備</b>と併せて、歩行者の魅力的な滞留空間とそれらをつなぐ安全で快適なネットワークの形成を図る。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 公園 (略)</li> <li>2. 広場 <ul style="list-style-type: none"> <li>・来訪者を迎え入れる街角空間を形成するため、<b>業平橋駅前言問通り沿道部</b>に広場の整備を図る。</li> <li>・都市計画街路をはさんで北十間川を臨む箇所については、河川空間と防災広場をつなぐ快適で魅力ある憩いの空間を形成するため、広場の整備を図る。</li> <li>・多くの駅利用者が想定される押上駅前については、来訪者を迎える表玄関として魅力的な広場空間を確保するため、交通広場と一体となった開放感あふれる広場の整備を図る。</li> </ul> </li> <li>3. その他の公共空地 <ul style="list-style-type: none"> <li>・押上駅前、<b>業平橋駅前言問通り沿道部</b>、北十間川沿いの滞留空間を安全で快適に結ぶ歩行者ネットワーク空間として、道路と一体となった歩道状空地や、南北の市街地を安全に結ぶ歩行者空間として南北通路の整備を図る。</li> </ul> </li> </ol>                                           |
|                    | 建築物等の整備の方針               | (略)                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                             |
|                    | その他当該地区の整備・開発及び保全に関する方針※ | <p>新タワーゾーンでは、新タワーのシンボル性を活かした観光・防災機能の強化や、歩行者の安全で快適なネットワークを形成するため、次のように当該地区の整備・開発及び保全に関する方針を定める。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 平常時は交流空間として、災害時には来街者等の一時的な避難空間として活用する防災広場を建築物の上階部分に整備し、それを核として、他の地区施設等と併せ地区全体で約1haの防災空間の整備を図る。</li> <li>2. 地区内及び地区周辺の自動車交通の円滑化のために街区内に交通ロータリーや街区内通路の整備を図る。</li> <li>3. <b>業平橋駅とうきょうスカイツリー駅</b>と押上駅間を連絡する歩行者空間として、幅員約4m、延長約400mの東西通路の整備を図る。</li> <li>4. 新タワーは落下物の防止に有効な措置を講じるとともに、落下物に対する防護施設の整備を図る。</li> <li>5. <b>来訪者及び駅利用者のための街角空間として、広場の整備を図る。</b></li> </ol>                                                                                                                                                                                   |

※ その他当該地区の整備・開発及び保全に関する方針を示した地区計画の参考図（方針付図）を次ページに掲載しています。

# 参考図（方針付図）



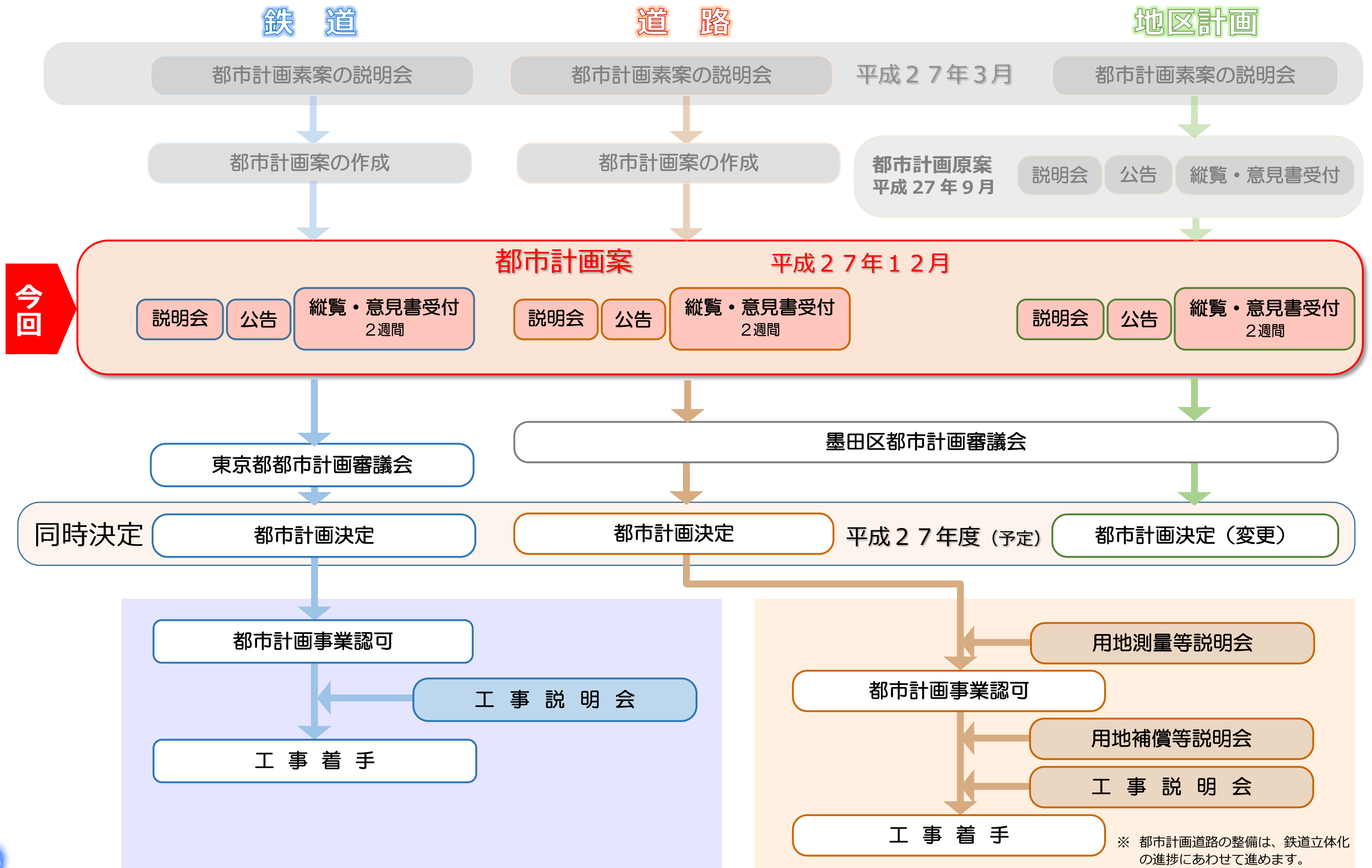
この地図は、東京都知事の承認を受けて、東京都縮尺1/2,500の地形図(道路網図)を使用して作成したものである。ただし、計画線は、都市計画道路の計画図から転記したものである。無断複製を禁ず。(承認番号)26都市基街測第68号、平成26年7月9日 MMT利許第27051号-23、平成27年9月17日

# 今後の予定

## 鉄 道

## 道 路

## 地区計画



## お問い合わせ先

### 鉄道の都市計画に関する制度・手続きについて

東京都 都市整備局 都市基盤部 交通企画課

TEL03-5388-3304

### 鉄道・道路・地区計画の計画について

墨田区 都市整備部 立体化推進担当 立体化推進課

TEL03-5608-6263

### 鉄道の工事について

東武鉄道株式会社 鉄道事業本部 改良工事部

TEL03-5962-2484

本連続立体交差事業は、道路整備の一環として、国土交通省及び東京都の補助により、墨田区が都市計画事業として施行するものです。